税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

ハイライト:

・インボイス制度に関する質問を取り上げます。

冬号 第96号 (個人様向け)

2023年12月

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

ご挨拶

目次:

, L., , L. 46 - 4

いよいよ始まった インボイス制度に 関する質問 街中に緑と赤の装飾が目につき、クリスマスシーズンを

感じる頃となりました。今年は早くからインフルエンザが大流行となっています。体調管理に気をつけて楽しい年末年始をお過ごしください。

第96号では、法人編と併せてインボイス制度に関する疑問点について取り上げました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

公認会計士·税理士·AFP·ITコーディネータ 中村 元彦 公認会計士·税理士·AFP·社会保険労務士 中村友理香

いよいよ始まったインボイス制度に関する質問

令和5年10月からインボイス制度がスタートしています。国税庁HPにおいて、新たに11月13日付けで「お問い合せの多いご質問」が公表されました。その内容をもとに解説致します。

法人編と併せて是非ご一読〈ださい。下記のURLに掲載されています。

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0521-1334-fag.pdf

- ○1 免税事業者ですが、請求書に消費税の記載を行っても問題ないですか?
- A1 免税事業者は消費税を納税する義務が免除されていることから、請求書に「消費税額」を記載することは消費税の仕組みにおいて想定されていませんが、消費税額を記載すること自体には特段の制限はおかれておらず、罰則の適用もありません。
- Q2 免税事業者で、源泉徴収後の金額で取引先から振り込んでもらいます。この場合、源泉徴収の対象となるのは税込金額ですか?消費税額を区分記載している場合は、消費税額を除いた金額でよいのですか?

A 2 https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/shotoku/gensen/111209/01.htm

< 国税庁「インボイス制度開始後の報酬・料金等に対する源泉徴収」>

においてインボイス制度開始後の報酬・料金等に対する源泉徴収の扱いが解説されています。

報酬・料金等の支払を受ける者からの「請求書等」において、報酬・料金等の額と消費税等の額とが明確に区分されている場合には、その報酬・料金等の額のみを源泉徴収の対象とする扱いはインボイス制度の前から適用されてきました。この扱いに変更はなく、適格請求書発行事業者以外の事業者が発行する請求書等において、報酬料金等の額と消費税等の額が明確に区分されている場合に

請求書 年月日 (株)御中 (月分)

青 <mark>不</mark> 額	99,790 円	日本太郎		
項目	内容	請求金額		
	××		100,000	
	消費税	10%	10,000	
	小計		110,000	
	源泉所得税	10 . 21%	10,210	
	差引金額		99,790円	

は、その報酬・料金等の額のみを源泉徴収の対象とする金額として差し支えないとされています。 従って1枚目の請求書のように、免税事業者の請求書であっても消費税額が区分記載されている場合に は、消費税額を含めない金額をもとに源泉所得税を計算すればよいことになります。

Q3 免税事業者との取引の場合、請求書に記載された 消費税額のうち令和5年10月からの3年間は、80%しか 取引相手は控除対象とならないため、右記の仕訳となり ます。伝票における支払報酬の計上額は102,000円です が、源泉徴収の対象は100,000円でよいのですか?

A3 A2で記載したように、インボイス制度開始後も源泉 徴収の考え方に変わりはありません。源泉徴収対象額 は仕入税額控除の対象外となる金額に影響は受けず、

請求書に記載されている内容に従って行ってかまいません。

仕訳伝票							
年	月日	伝票N ₀ . 123					
(借方) (貸方)							
支払報酬	102,000	普通預金	99,790				
仮払消費税	8,000	預り金	10,210				

ホームページもご覧下さい。お役立ち情報を更新しています! https://my-naka.com/

Q4 私は個人事業者で屋号で商売をしているため、レシートに印字されている屋号と、適格請求書発行事業者公表サイトで表示されている氏名とが一致しません。このままでも問題ないですか?

A4 適格請求書等に記載する氏名・名称については、電話番号等により 適格請求書を交付する事業者を特定することができれば、屋号や省略し た名称などの記載で差し支えないこととされています。公表サイトは、取 引先から受領した請求書等に記載されている登録番号が取引時点にお いて有効なものかを確認するために利用されるものであるため、その登 録番号の有効性が確認できれば、一義的には有効な適格請求書等とし て取り扱うこととして差し支えありません。

ただし、個人の場合、申出により「主たる屋号」を公表することが可能で すので、こちらの申出手続の利用を検討することが薦められています。

税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2 - 2 - 15 - 1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7 - 1 - 4 細田屋ビル

048-816-6180

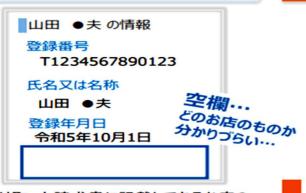
Fax 048 - 834 - 1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp nakamura-cpa@tkcnf.or..jp

電話

屋号を公表して いない 場合

屋号を公表して いる 場合



受け取った請求書に記載してあるお店の 名前が表示されないため、発行したお店 が適格請求書発行事業者であるかが 分かりづらい。



受け取った請求書に記載されたお店の 名前と表示される屋号が一致している ため、発行したお店が適格請求書発行 事業者であることがよく分かる。

< 出典: 国税庁HP 「請求書やレシートに「屋号」を記載している個人事業者の皆さまへ」>

*記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。 令和6年度税制改正の内容は次号で取り上げる予定です。